

文部科学省国立研究開発法人審議会 運営規則 新旧対照表(案)

下線部は改正部分

変更案	変更前	備考(理由)
<p style="text-align: center;">文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則</p> <p>文部科学省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政令第九十三号)第九条の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(書面による議決)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第五条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。</p> <p>3 委員は、必要に応じ、分属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>4 令第五条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。</p> <p>5 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則</p> <p>文部科学省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政令第九十三号)第九条の規定に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(書面による議決)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(議決権の特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第五条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。</p> <p>3 委員は、必要に応じ、分属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>4 令第五条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。</p> <p>5 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。</p>	

変更案	変更前	備考（理由）
<p>6 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。</p> <p><u>(委員会)</u> <u>第六条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。</u> <u>2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は会長が指名する。</u> <u>3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。</u> <u>4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。</u> <u>5 委員会の会議は、主査が招集する。</u> <u>6 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u> <u>7 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</u> <u>8 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。</u></p> <p>(会議の公開) 第<u>七</u>条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。</p> <p>(雑則) 第<u>八</u>条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(会議の公開) 第六条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。</p> <p>(雑則) 第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め</p>	<p>審議会令には部会の設置についてのみ規定されているため、委員会設置に関する記載を追加</p> <p>条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p>

変更案	変更前	備考（理由）
<p>る。</p> <p>附 則 この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年五月十五日）から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、審議会の決定の日（平成三十一年二月七日）から施行する。</u></p>	<p>る。</p> <p>附 則 この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年五月十五日）から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>施行日の設定</p>